

ハワイ旅行で公務欠席

植田美枝子議員に対する懲罰動議

植田美枝子議員は、本年4月25日に開催された教育民生常任委員会を海外旅行のため欠席をした。市民から多くの期待を寄せられている議員は、議会活動を優先すべきであり、また、植田美枝子議員が所属している会派・いわぬまアシスト（大友健会長）の口癖が「公務優先」であります。

しかし植田美枝子議員は、2月定例会最終日において事前研修の日程案を4月21日、同月25日、同月26日の3案も示され、委員長、副委員長に一任したにも関わらず、ゴールデンウィーク前の長期にわたり海外へ旅行したことで委員会の重要な活動である行政調査の事前研修（教育民生常任委員会）を欠席し、帰国後に開催された委員会においては、自らの行いを詫言することもなく不誠実極まりない釈明を行い、自らの責任を感じることなく事実を曲解して一方的に委員長を糾弾するなど、前代未聞の珍事を引き起こしたとしか言いようがありません。

まさに、会議規則第142条に規定する議会の品位をけがすものであり、悪例を阻止するためにも断固として許されるべきものではありません。また、公務優先のため私事を取りやめるなど自らを犠牲にしてきた全ての議員の職にあった方々に対し大変失礼な振る舞いでもあります。

さらに植田美枝子議員は、前回の2月定例会において請願の紹介議員であるにも関わらず表決の際賛成をしなかったことについて、議長から「不注意な表決態度によって、議員ひいては議会に対する市民の負託、あるいは疑惑を生じさせないように、議員としては責任をもって表決、つまり賛否の意思表示をしっかりとされるよう」嚴重注意を受けたばかりであります。ほとぼりが冷めぬ間に、引き続き市民への背信行為を行うことは言語道断であり、議員としての認識の甘さが露呈しているとしか言いようがありません。

議員の職責及び議会の責務に照らしても議会の品位を尊重すべきことは当然であるとともに、市民の議会に対する誤った理解を生じさせないようにするためにも議会の品位を守る必要があります。

よって、地方自治法第135条第2項及び会議規則第151条第1項の規定により、植田美枝子議員に対し懲罰を要求するものであります。

植田美枝子議員へ陳謝の懲罰

◆発議案第3号 植田美枝子議員に対する懲罰動議

不誠実な態度に終始

植田美枝子議員は4月25日に開催された教育民生常任委員会をハワイ旅行のため欠席しました。

3月1日の同委員会では、5月に行われる行政調査の事前研修会の開催予定日を委員長に一任したにも関わらず、事前研修の委員会を欠席し、帰国後に開催された同委員会においては、反省もお詫言もせず、終始自

己主張を繰り返す不誠実な態度であった。

以上を踏まえ、飯塚悦男議員、国井宗和議員、佐藤一郎議員から左に示したとおり懲罰動議が提出されました。

反対討論①「海外に行くことが公務欠席の理由になっている。市議会で弁明した議会運営委員会の中身を全く調査せず、懲罰は全くおかしい」

賛成討論①「会派の会長（大友健議員）は「公務優先」と言っている。また、会議

の内容を認識していないなど、議会を侮辱する行為は言語道断だ」

反対討論②「事前研修を認識していないことは、新人とはいえ不備があるが、1回の公務欠席で懲罰は重すぎる」

採決では、13対3の賛成多数で陳謝の懲罰が可決され、植田美枝子議員は、本会議において陳謝文（下のとおり）を読み上げ、謝罪しました。

陳謝文

私は、行政調査の事前研修を行う教育民生常任委員会を、あらかじめ開催日程が4月21日、同月25日、同月26日の3案示されていたにもかかわらず、それを認識せずハワイ旅行に行き、欠席しました。

今後は、議員の職責をしっかりと認識し、市民に疑惑を抱かれる一切の行動を行わず、他人に責任をなすりつけることなく全て自らの責任で市民の負託に応えるよう議員活動を行っていきます。

ただいま宣言したことに背く言動があったと議会で判断されたときは、厳罰に処される覚悟ですので、今回、私のために奔走された議員の皆様にご迷惑をかけたこと、また、議会の品位をけがしてしまったことについてはお許しいただきたいと存じます。

誠に申し訳ございませんでした。